

## 船舶事故調査報告書

平成28年2月4日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年9月27日 01時11分ごろ
発生場所	静岡県焼津市焼津港 焼津港焼津南防波堤北灯台から真方位166°340m付近 （概位 北緯34°51.8′ 東経138°20.3′）
事故の概要	漁船 <sup>かいえい</sup> 海栄丸は、南進中、また、遊漁船 <sup>こうしん</sup> 幸進丸は、前進行きあしにより北東進中、両船が衝突した。 幸進丸は、釣り客2人が負傷し、船橋の圧壊等を生じ、また、海栄丸は、船首外板に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	平成27年9月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 海栄丸、15.39トン SO2-3130（漁船登録番号）、個人所有 15.59m（Lr）×3.54m×1.12m、FRP ディーゼル機関、478.08kW、昭和52年11月24日 第242-21631号（船舶検査済票の番号） B 遊漁船 幸進丸、4.8トン SO3-22586（漁船登録番号）、個人所有 10.68m（Lr）×2.73m×1.05m、FRP ディーゼル機関、324.00kW、平成10年6月13日 第242-23143号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長 男性 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年5月18日 免許証交付日 平成23年7月27日 （平成29年5月17日まで有効） 甲板員A <sub>1</sub> 男性 83歳 B 船長 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年8月3日 免許証交付日 平成25年11月21日

	(平成31年8月2日まで有効)
死傷者等	A なし B 軽傷 2人(釣り客)
損傷	A 船首外板に亀裂等 B 左舷外板に亀裂、船橋の圧壊等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員A<sub>1</sub>ほか1人(以下「甲板員A<sub>2</sub>」という。)が乗り組み、平成27年9月27日01時00分ごろ焼津港焼津地区を出航した。</p> <p>船長Aは、焼津港焼津南防波堤北灯台を通過した後、漁場へ向けて南進し、右舷方に4～5隻の他船を目視により認めたものの、船首方に他船を認めなかったため、自動操舵に切り換え、約9ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)として甲板員A<sub>1</sub>と操船を交替し、操業の準備を行うため、船尾甲板へ向かった。</p> <p>甲板員A<sub>1</sub>は、操舵装置の前にある椅子に腰を掛けて見張りを行っていたところ、右舷方約50mのところから接近して来るB船を認めたが、A船と接近するものの、船首方を通過するものと目測で判断して続航し、その後、B船から目を離し、遠方のまき網漁船の方を見ていた。</p> <p>A船は、焼津港焼津南防波堤北灯台の南方を南進中、甲板員A<sub>1</sub>が、右舷船首方のB船と衝突することに至近で気付いたものの、何も動作を取ることができず、01時11分ごろ、その船首とB船の左舷とが衝突した。</p> <p>A船は、機関を後進にかけてB船から離れ、B船が自力で港へ戻る旨を聞き、焼津港焼津地区へ自力で戻った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客等7人を乗せ、01時00分ごろ焼津港小川<sup>こがわ</sup>地区を出航した。</p> <p>B船は、船長Bが操縦室で操船し、焼津港焼津南防波堤南灯台を通過した後、速力約6knで北東進して船首方の釣りをを行っている船舶を避けながら、焼津港南防波堤の東方の釣り場へ向かった。</p> <p>B船は、船長Bが、釣りをを行う予定の場所に近づいたので、減速してクラッチを中立にして前進行きあしにより北東進しながら魚群探知機で海底の状況を確認し、停船して釣りを開始しようとしていたところ、左舷方約20mのところから接近して来るA船に気付き、機関を前進にかけて右舵を取ったものの、A船と衝突した。</p> <p>B船の釣り客2人は、衝突の衝撃で身体を船体にぶつけて負傷した。</p> <p>B船は、船長Bが、海上保安庁へ本事故の発生を通報し、周囲にいた僚船と無線で交信した後、焼津港小川地区へ向けて航行を開始した</p>

	<p>ものの、燃料タンクに浸水して機関が停止したので、僚船に救援を要請し、来援した僚船にえい航されて焼津港小川地区へ帰った。</p> <p>負傷したB船の釣り客2人は、後日病院へ行き、1人が左大腿四頭筋肉血腫と、1人が骨盤挫傷等とそれぞれ診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員A<sub>1</sub>は、約60年の漁業の経験があつてA船の船頭を兼務しており、一級小型船舶操縦士免許を受有していたが、操縦免許証の更新を行っていなかった。</p> <p>甲板員A<sub>2</sub>は、本事故時、操縦室内の寝台で就寝していた。</p> <p>A船は、本事故当時、使用していたレーダーのレンジが0.75海里(M)であり、航海灯を点灯していた。</p> <p>船長Aは、本事故時、船尾での作業を終えて操縦室へ戻る途中でB船との接近に気付き、操縦室に戻ろうとしたものの、間に合わなかった。</p> <p>船長Bは、約55年の漁船及び釣り船の経験を有し、本事故海域に精通していた。</p> <p>B船は、航海灯を表示して出航し、焼津港焼津南防波堤南灯台を通過後に作業灯及び集魚灯を点灯しており、使用していたレーダーのレンジが1.5Mであった。</p> <p>船長Bは、焼津港南防波堤の東方において、B船の周囲に釣りを行っている漁船及び釣り船が複数いたので、接近する他船がいたとしても、この漁船群を避けるものと思っており、また、本事故時、B船の集魚灯が明るくて目視による見張りを行いにくい状況であり、A船に気付くのが遅れたと思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、焼津港焼津南防波堤北灯台の南方を南進中、甲板員A<sub>1</sub>が、右舷方約50mのところから接近して来るB船を認め、B船がA船の船首方を通過すると目測し、その後遠方のまき網漁船に注意を向けていたことから、B船が減速したことに気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、焼津港焼津南防波堤北灯台の南方において、前進行きあしにより北東進しながら停船して釣りを開始しようとしていた際、船長Bが、B船の集魚灯の明かりでA船に気付くのが遅れたことから、A船に至近で気付き、機関を前進にかけて右舵を取ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、焼津港南防波堤の東方のB船の周囲に釣りを行っている漁船及び釣り船が複数いたので、接近する他船がいたとしても、この</p>

	漁船群を避けるものと思って魚群探知機を見ており、また、B船の集魚灯が明るくて目視による見張りを行いにくい状況であったことから、A船に気付くのが遅れたものと考えられる。
原因	本事故は、焼津港焼津南防波堤北灯台の南方において、A船が南進中、B船が前進行きあしにより北東進しながら停船して釣りを開始しようとしていた際、甲板員A <sub>1</sub> が、右舷方約50mのところから接近して来るB船を認めた際、B船が船首方を通過すると目測し、その後遠方のまき網漁船に注意を向けていたため、B船が減速したことに気付かず航行し、また、船長BがB船の集魚灯の明かりでA船の接近に気付くのが遅れたため、船長Bが、A船に至近で気づき、機関を前進にかけて右舵を取ったものの、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・接近する他船を認め、衝突のおそれがないと判断した場合でも、十分遠ざかるまで慎重に他船の動静を観察すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

